

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 本会の会員は、正会員と賛助会員とする。

(正会員)

第3条 正会員は、次の各号の一に該当する個人、法人又は団体とする。

- (1) 社会福祉行政関係者
- (2) 市町村社会福祉協議会
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) 在宅保健医療福祉関連団体
- (6) 学識経験者
- (7) その他、本会会長（以下「会長」という。）が会員にすることを適当と認めた個人、法人又は団体

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、社会福祉に関心を有する個人、法人又は団体とする。

(会費)

第5条 会員は別表に定める会費を、毎年度6月末日までに納入しなければならない。ただし、年度中途において入会した場合は、入会の際に納入するものとする。

(入会)

第6条 入会を希望する場合は、入会申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、次の各号に該当する場合に退会したものとする。

- (1) 退会届（様式第2号）の提出があった場合
- (2) 本人が死亡した場合
- (3) 法人又は団体が解散（廃止を含む。）した場合
- (4) 継続して3年以上会費を納入しなかった場合

(5) 除名された場合

(除名)

第8条 会員が本会の名誉を棄損し、又はその趣旨・目的に反する行為をした場合、理事会の議決を経て除名することができる。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日前からの会員については、第6条の規定は適用しない。

別表(第5条関係)

会員の区分	会費
1 社会福祉事業施設団体	年額 10,000円
2 民生委員児童委員協議会	年額 均等割(1地区) 2,600円 民委割(1人) 360円
3 市町村社会福祉協議会	年額 市社協 均等割 55,000円 世帯割 5円 町社協 均等割 10,000円 世帯割 5円 村社協 均等割 4,000円 世帯割 5円 (備考) 世帯数の算定は、前年12月1日現在の山梨県常住人口調査(県統計調査課作成)の県推計世帯数により、その80%を世帯割の基準とし、算出に当たっては1,000円以下の端数は切り上げる。
4 社会福祉に関係ある団体等	年額 10,000円
5 理事・監事・評議員	年額 10,000円
6 賛助会員	年額 10,000円以上